

さんこうしりょう  
**参考資料**

開催日時	参加者数	プログラム	概要
<p>だい かい 第64回 H29.4.19 ちゅうおうほけん 中央保健センター</p>	<p>めい 50名</p>	<p>わたし いちにち <b>私の、とある一日</b> ちゅうおうほけんふくしかしゆさ こべつしえん ①「中央区保健福祉課主査(個別支援)」 ちゅうおうほけんふくしか しゆさ さとうだいすけ 中央区保健福祉課 主査 佐藤大輔 しゅうろいぞしえん がけじぎょうしよ ②「就労継続支援B型事業所」 かいごじぎょうしよ 介護事業所いちごいちえ 介護事業部長 表谷光剛 氏 じどう ③「児童デイサービス」 じどう ちゅうおうかんりしや ささきまなこ し 児童デイサービスドリーム中央 管理者 佐々木尚子 氏</p>	<p>さまざま じぎょうしよ さまざま しよくいん ぐたいてき しごとな 様々な事業所での様々な職員の具体的な仕事内 いようはつびょう 容を発表。 いち なが し じぶん じぎょうしよ おな てん 1日の流れを知ること、自分の事業所と同じ点、 ちが てん まな こんご ぎょうむ い きかい じつ 違う点を学び、今後の業務に活かす機会として実 し 施。</p>
<p>だい かい 第65回 H29.5.17 ちゅうおうほけん 中央保健センター</p>	<p>めい 25名</p>	<p>ちゅうおうくちいきぶかい はつびよれんらむこう <b>中央区地域部会からの発表・連絡事項</b> ちゅうおうくちいきぶかい いま ①「中央区地域部会の今までとこれから」 ひとりく ②「一人暮らしガイドブックについて」 じむきよくほしゆあんない ③「事務局募集案内」</p>	<p>ねんかまくひょう ひと ちいきかだい はつくつ 年間目標の一つ「地域課題を発掘するとともに、そ かいけつ む とく む の解決に向けて取り組もう」への取り組みとして、 じっせんりゆうかいなな いけんこうかん じっし 実践交流会の中で意見交換を実施。</p>
<p>だい かい 第66回 H29.6.21 ちゅうおうほけん 中央保健センター</p>	<p>めい 55名</p>	<p>いぞんしやう りかい <b>アルコール依存症の理解</b> いぞんしやう たい りかい 「アルコール依存症に対する理解のために」 とくていりょうほうじんほくじんかあさひむせういん じんちやうやんべけんじ し 特定医療法人北仁会旭山病院 院長 山家研司 氏</p>	<p>ちゅうおうくちいきせいしんほけんふくしれんらむかい 中央区地域精神保健福祉連絡会との共催。 いぞんしやう きそちしき いぞんしやう かた かた 依存症の基礎知識や依存症の方への関わり方に ついて学ぶ。</p>
<p>だい かい 第67回 H29.7.19 ちゅうおうほけん 中央保健センター</p>	<p>めい 31名</p>	<p>じれいけんとう ばーと <b>事例検討サロンinちゅうおうPART3 ～みんなでワイワイ</b> まな あ <b>学び会おう！～</b> のなかしきじれいけんとう がいよう 野中式事例検討の概要について のなかしきじれいけんとう じれいていきよさつほみしみしえんがっこう 野中式事例検討:事例提供 札幌伏見支援学校</p>	<p>「そういつた考えもあるのか」という自分ひとりでは かんが してん いけん まな 考えつかない視点や意見などを学ぶ。</p>
<p>だい かい 第68回 H9.9.20 ちゅうおうほけん 中央保健センター</p>	<p>めい 50名</p>	<p>せい たようせい <b>性の多様性について</b> えるじーびーてい りかい 「LGBT(セクシュアルマイノリティ)の理解」 えぬびーおーほうじん むらた じゆんし NPO法人レトリボンさっぽろ 村形 潤 氏</p>	<p>ことし がつ にち さつほろし せんせいせいど 今年6月1日「札幌市パートナーシップ宣誓制度」 がスタートしたことを機に、性的マイノリティの方へ せつ かた はいりよ まな の接し方や配慮について学ぶ。</p>
<p>だい かい 第69回 H29.10.18 ちゅうおうほけん 中央保健センター</p>	<p>めい 33名</p>	<p>じかん じっせんりゆうかい <b>2時間まるごと実践交流会</b> すす かた にん ぜんいん はつげん 進め方①1グループ6～7人とし、全員が発言できるようにする。 ②おやつ持ち込み可とし、話しやすい雰囲気を作る。 さいご はつびょうおこなじょうほう きょうゆうおこな ③最後にグループ発表を行い情報の共有を行う。</p>	<p>ぎょうむないよづつ しやう つく ひごろき 業務内容別に小グループを作り、日頃気なってい ることや悩んでいることを相談する場として実施。</p>
<p>だい かい 第70回 H29.11.15 ちゅうおうほけん 中央保健センター</p>	<p>めい 28名</p>	<p>せいしんしやう しや かつどう <b>精神障がい者フットサルの活動について</b> き ひら せいしんか みらい ちゅうしん 「スポーツが切り拓く精神科の未来ソーシャルフットボールを中心 として」 とくていりょうほうじんほくゆうかいししががやういんかいらいちやういのうせいしろう し 特定医療法人朋友会石金病院 外来医長 井上誠士郎 氏</p>	<p>ちりやう もくてき かつどう 治療を目的とした活動ではありませんが、フットサ をと か せいしんしやう しや ようす まな ルを通して変わっていく精神障がい者の様子を学 ぶ。</p>
<p>だい かい 第71回 H30.1.17 ちゅうおうほけん 中央保健センター</p>	<p>めい 41名</p>	<p>ひなんじよ うんえい はく けんしゆう <b>避難所の運営について(HUG研修)</b> はく ひなんじよ うんえい けんしゆう HUG(避難所運営ゲーム)研修</p>	<p>じしん はつせい さい ひなんじよ やくわらふんたん ひ 地震が発生した際に、避難所での役割分担や避 なんじよ かんきょうせいび、ひなんしや はいりよ まな 難所の環境整備、避難者への配慮について学ぶ。</p>
<p>だい かい 第71回 H30.2.21 ちゅうおうほけん 中央保健センター</p>	<p>めい 40名</p>	<p>しやう しや じやうれい <b>障がい者コミュニケーション条例について</b> じやうれい かん せつめい 「条例に関する説明」 さつほろしやう ふくしか しえんたんとう 札幌市障がい福祉課コミュニケーション支援担当 かかりつづつたけお 係長 松下由紀夫 とうじしや はなし 「当事者からのお話」 いっばんやだんぼうにさつほろしちゆうとしつちやう・なんちやうしやきやうかい 一般社団法人札幌市中途失聴・難聴者協会 かいちやうおさやあけみ し 会長 扇谷明美 氏</p>	<p>さくねん がつ せいいてい さつほろしやう とくせい おう 昨年12月に制定された「札幌市障がい特性に応 じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する じやうれいしやう しや じやうれい およ 条例」(障がい者コミュニケーション条例)の詳細及 ちゅうしつちやうしや かた しやう うい び、中途失聴障がい者の方の障がいを受け入れ るまでの葛藤や今の生活等についてのお話をとお ちやうかくしやうがい かた まな して聴覚に障害のある方について学ぶ。</p>
<p>けんこうフェスタ 2017inちゅうおう H29.9.18 ちゅうおうほけん 中央保健センター</p>	<p>めい 3,015名</p>	<p>ちゅうおうくちいきぶかい しやうかい てんじ 中央区地域部会の紹介パネル展示 ちゅうおうく ふくしじぎょうしよ がつこせう さくひんてんじ 中央区にある福祉事業所、学校等の作品展示</p>	<p>まいとにうれい さつほろし じりつしえんきやうがかい 毎年恒例になっている札幌市自立支援協議会の けいもかつどう 啓蒙活動。</p>

## 平成29年度 住まいに関するプロジェクトチーム 課題の整理

### 【一般の住宅について】

#### ①契約に関する課題

- 1-1 保証人が・身元引受人がない（保証協会・情報の伝達がうまくいかない）
- 1-2 物件の契約（断られる 相談に乗ってくれない）
- 1-3 委託相談等相談先はあるが、タイムラグがあり対応が難しいことがある

#### ②住宅・環境に関する課題（バリアフリー物件）

- 2-1 車いすユーザーの方が住めるバリアフリー物件が少ない
- 2-2 訪問系サービスがサービス提供をする際の駐車場がない  
（住宅街で有料駐車場が近隣にないケースがある）
- 2-3 住居周辺の除雪（福祉除雪の範囲外）
- 2-4 ゴミ出しのトラブル  
↳ ゴミ屋敷問題も含む

#### ③当事者の理解に関する課題

- 3-1 大家さん・地域住民の障がいについての不理解
- 3-2 不動産会社の障がいについての不理解
- 3-3 住宅セーフティネット制度等、新規制度の周知啓発

#### ④経済的な課題

- 4-1 退去時の現状回復（車いすの方は特に住宅改修後の復帰）  
生活福祉資金が退去時に使えない
- 4-2 家賃の補助制度（車いす等、障がい起因し家賃が制度の範囲を超える）  
※生活保護制度との関連課題

#### ⑤災害対応の課題

災害時の避難方法や要支援者の情報の取り扱い等

#### ⑥当事者支援の課題（住み続ける）

ガイドブック作成など間接的にはアプローチ。もっと広く知って頂く必要がある

#### ⑦夜間対応の課題（自立生活援助にて、サービスが新設）

夜間の電話体制の整備などが課題としてあがっている。

#### ⑧居住支援協議会の実質的な機能の課題

### GHに関する課題（住まいの課題PJTにて取り組まないとしても課題は残っている）

- 重身の方が対応可能な住居 ※GH（グループホーム）
- GH継続的な運営を行うための報酬単価
- 元気サーチの記載方法
- 地域によって数が少ない（厚別など）
- GHに入るための審査があり、入居できないケースもある

# 地域で暮らすために

～精神障がい者地域生活移行推進研修会～

札幌市自立支援協議会「精神障がい者地域生活移行推進プロジェクト」で話し合われた精神障がい者が地域で暮らすための課題などについて、実際の事例から関係者の皆さんと考えていく研修会です。

## 1 日時

平成 30 年 2 月 23 日（金） 14 時 30 分～17 時（受付開始 14 時）

## 2 場所

WEST 19 5 階 講堂（中央区大通西 19 丁目）

## 3 対象

精神科病院、相談支援事業所、グループホームの職員  
定員 100名

## 4 内容

- ① 行政報告（地域相談支援制度について、実態調査報告）
- ② 精神障がい者の地域移行支援の実践報告
  - ・ 相談支援事業所、精神科病院の連携事例
  - ・ 基幹相談支援センター、ピアサポーターの活用事例
- ③ 参加者によるグループワーク

## 5 申込

次のページの申込用紙にご記入の上、下記の番号又はアドレスまで F A X かメールでお申込ください。

締切 平成30年2月16日（必着）

### 【事務局・申込先】

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール  
札幌市基幹相談支援センター 赤杉、小竹

Tel : 011-213-0171

Fax : 011-213-0172

E-mail : sapporo@one-all.net

## 札幌市自立支援協議会精神障がい者地域生活移行推進プロジェクト主催

### 2018年2月23日「精神障がい者地域生活移行推進研修会」グループワークのまとめ

#### 1. 当日の感想

- ・退院間近な人が見学に来ることある。今後もこういうものに参加していきたい。(GH)
- ・2～3日前より移行支援を始めたので興味を持って聞いた。(相談室)
- ・事業始めたばかり、これから勉強していきたい。(相談室)
- ・あまり関わりがなかった(支援として)が、療養担当するようになったのでこれから勉強したい(HP・NS)
- ・GHとしてどう入居者と関わっていくかというところでわかりやすく学べた。(GH)
- ・ピアサポートという言葉や制度についてもはじめて知れてよかった。
- ・本人の映像が印象的だった。
- ・Tさん(報告担当ピアサポーター)も「おなかいっぱいであらってほしい」と同じようなことをいっており、印象的だった。
- ・支援者側もお互いの仕事もしらないし役割もしらない。地域移行をすすめるための開示や声を出す必要性を感じた。
- ・報告2もていねいさを感じた。ピアサポートの利用ができたならもっとおもしろかったかも。
- ・地域移行の事務の煩雑さを前向きにさせてくれる報告でした。
- ・病院、相談室、他のGHと比較的連携はできていると思っている。GHの体験利用が地域移行支援制度(体験宿泊加算)でできるのは新発見だった。(GH)
- ・ビデオに感動した。対象者と密に関わられたらよいなと思った。抱える人数が増えてきてなかなか関わりきれいでない。
- ・(ピアとして)自分も何かできないかなと思った。鼓舞された。
- ・今回の事例の連携がよかったので、もっと詳しくきいてみたい。
- ・委託と指定の相談室でも業務が異なる場合があり、指定でもやってみたいがイメージがわからないので、今回の研修でイメージがわいた。やってみたいと思った。
- ・最後のDVDの映像が、イメージがわいてよかった。
- ・本人の地域生活を考えると、定着に向けてピアサポーターの関わりはGHにとっても本人、HPにとっても有効。よりピアサポーターが導入されるべき。
- ・ピアサポーターを知った機会となった
- ・長期入院者が退院する時の笑顔が印象的だった。支援で衣-食-住に注目しがちだが、基本を振り返るような気持ちになった。
- ・長期入院者の退院にあたり、こういった制度を利用することの大切さを知った。問題意識を持った。
- ・病院側の抵抗もあつたりPSWだけでは限界ある。支援者が増えるメリットがとてもある

(情報共有大変だが)。

- ・相談支援事業所と病院が連携をしていると受ける方 (GH) が安心する。
- ・精神科にいるから精神疾患が表立っているが、地域移行支援の利用によって地域でベースの部分をしっかり見れるメリットなど伝えていくことができる。
- ・2つ目の事例が印象的。GH スタッフは支援者 (通所、相談員) がついて安心だろうなあ
- ・ビデオが良かった。HP ゴールが目標、退院後の生活を実際に見れて良かった。
- ・GH の話をきいたことはあるが、こういうことが移行支援なのかとあらためて思った。

## 2. 地域移行支援制度を利用するメリット (当日の記録から抽出)

病院による抱え込みの改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・病院職員では地域移行毎月 10~15 件の対応が大変。</li><li>・病院で各機関と連携しながらの移行支援は実施していない。院内の連携 (主治医、病棟スタッフ、医療相談室、外来スタッフ) に限られることが多い。相談支援事業所が入ってコーディネートしてくれるとありがたい。</li><li>・病棟と PSW の連携で動いていて関連住居があるのでスムーズに動く部分とかかえてしまう部分がある。外部との情報のやりとりの必要性。</li></ul>
生活のフォロー体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・病院職員は GH や事業所に移った後のフォローが出来ない。フォローしてもらえる。</li><li>・相談室が入ってくれるケースはその後の生活を考えると安心できる。GH 職員だけでは偏った視点になってしまう。</li></ul>
相談し合える関係の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・GH 入居前に相談室が入っていることで互いの理解が深まる。</li><li>・(病院、相談室、GH が) 困った時に互いに相談相手になれる。</li><li>・GH の利用者の重度化等を考えると、相談支援事業所の関わりは必要になってくる。</li><li>・病院から直接、入居や支援となると GH で関わる支援する範囲があいまいになっている部分があり、相談支援に入ってもらうことで、支援者の役割が明確になる。退院時の情報のなさは GH としても不安がある。</li></ul>
患者の安心	<ul style="list-style-type: none"><li>・ある患者から「病院スタッフに退院したいとあまり頻回に言ったら、病状が悪くなったと思われて退院できなくなるかもしれない。だから病院スタッフには強く言えないことがある。」と聞いたことがある。相談支援事業所が患者と病院の間に入ると、患者にとってもよいのではないか。</li></ul>

### 3. 精神障害者の地域生活移行における課題（当日の記録から抽出）

制度	使いづらさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行するには1年はかかる、手厚くサポートしたいが場合によっては条件が合わずに制度に合わないことがありなかなかできない。制度がまだ足りない。区の担当者によって同条件でも受け付けられる人とはねられる人がいる事も問題。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法の「地域相談支援」について、札幌市の実績が少ない理由は、使いづらさがあるのだろうか。どのタイミングで使っているのか迷う。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度を利用するとスピードが遅れる事もある。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者支援のようなものがないと現状からは脱却できない。また書類を含めてかなり煩雑であることも阻害要因。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の介護保険にはある程度の流れがある。</li> </ul>
相談支援事業所（相談室）	人手不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談依頼をかけても「1~3 か月でお願いしたい」という急ぎのケースは断られる。</li> <li>→相談室の人手不足もあるが急ぐ理由等を伝えていただけたら、もっと動いていただけるかも。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行の実績、計画の経験がない。相談室のマンパワーが足りない。制度上週1回の面談（月2回でも可）が求められており手間がかかる。地域移行までの関わりをする時間もないのが実情。（相談室）</li> </ul>
	書類等の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院からの相談が必ず地域移行支援を利用するわけではない。本人、病院に提出する書類も多く負担が多い。</li> <li>・報酬が低いように感じる。</li> <li>・普段の計画相談+地域移行は負担。</li> </ul>
実践モデルの不足		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスモデルを提示してもらいたい。（相談支援事業所）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定相談だけで動くのは制度がわからなくて不安。委託相談と一緒に動いて、地域移行支援の具体的なノウハウを身に着けたい。（相談支援事業所）</li> </ul>
精神科病院（HP）	職員の知識不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援 NS が利用するケースが少ない。病院ではマンパワー不足もあり、1人の患者に時間を作ることが難しい。病院、職員がこういった制度を知るともっと活用し地域移行できる。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院と相談室に利用者が板挟みになってしまう。自分の意見を言えなかったり。病院でも教育をされてきているスタッフは患者視点に立ち協力的に行えるが、古い考えのスタッフだと病院を終の棲家にしてしまう傾向。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用したい人達がいるはずだが情報がない、患者が利用を始めると病院職員も知識をつけるため勉強するようになる。</li> <li>・HPの中のNSはとても身近な存在なので、NSの発信が必要。</li> <li>・いかにDRに知ってもらおうか。</li> </ul>
	病院の体制の限界	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院、退院、在宅生活の流れの中では、病棟→訪問看護→外来といったように、各々から「次、よろしく」とバトンを渡すような状態でチームになりにくい。</li> </ul>
	機関間での共通言語の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院から直接GHに相談する場合や相談支援事業所を介する場合のどちらにしても、受け入れる前に欲しい情報や支援策を考えるにあたっては同じ目線(=共通言語)が必要だが、現状ではまだまだという印象。</li> <li>・地域移行を始めるタイミングが分からない(HPのSWとして。病状がどのくらい安定したら良いのか等)。</li> <li>・長期入院の人たちの退院支援委員会に地域の人を呼べていない。</li> </ul>
グループホーム(GH)	体調悪化時などの対応困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤調整終わったら地域のニーズを聞かず退院、それは問題→病院では何かあった時に何でもすぐ対応出来てしまう。</li> <li>→退院しても調子をくずしたら“また入院できる”という安心感があればGHでも受けやすいのでは。</li> <li>→生活のアセスメント(体験利用)が出来ればそれも本人を知る調整というものになるのでは。</li> <li>・体調が悪化し症状が続いた場合 → HPでは入院必要ないと判断され対応に困ることがある。</li> <li>・夜や土日の体調悪化の対応の大変さがある → 連携とれていればよいが・・・</li> <li>・一時的な(ショートステイ的な)HPの利用ができれば → HPとしては退院できないのではという懸念もあるのでは・・・DRの判断になるためPSWなどとも連携が必要。</li> <li>・HPでは起きない想定外のことがGHで起こる。</li> </ul>
	対応可能なGHの不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GHで保証人なしだとNGな所ある。</li> <li>・GH体験利用は空きがなく、実際はほぼしていない。結果すぐに退去する人も多い。</li> <li>・主治医から退院可能と判断されても、受け入れ可能な住居がなかなか見つからず、実際の入居まで半年かかるケースもある。</li> </ul>



		<p>・病院からの打診で自傷行為がある方については、グループホーム側としては受け入れができないこともある。24 時間見守りはできず、特にマンションタイプの場合は見えにくい部分が多く、万が一、自殺で亡くなってしまうリスクを考えると、経営への影響も考える。退院後の生活の場としてグループホームを選択する関係機関が多いが、グループホームへの期待が大きいように感じる。その方の病状とグループホームの特徴（例：一戸建てタイプ、マンションタイプ、世話人の体制等）をマッチングさせて、充分検討してもらえるとありがたい。</p> <p>・夜間対応などの手厚い支援体制のあるグループホームが限られていることも地域移行が進まない要因。</p> <p>・GH を空けて待っている間の家賃保証を札幌市にしてほしい。</p>
	病院と地域との違い	<p>・GH の体験入居をした時は大丈夫なのに実際入居したら全然だめになってしまう事がある。</p> <p>・GH が求める情報 — 生活や他入居者との関係性（本人の能力を知りたい）。</p> <p>・入院中の情報も含めた本人の生育・病歴等も情報が欲しい。生育歴等が病院から情報をもらっても足りない部分がある。</p> <p>・病院からのワンクッションが GH でいいのか？病院の入院中から退院に向けた生活訓練を経てから退院した方が生活能力が身に付くのでは、本人が対応して生活しやすいのでは。</p>
	GH からの卒業ケースの少なさ	<p>・GH 入居から1人暮らしという経験がない。そこに繋げられていければ。</p>
ピアサポーター	ピアサポーターの位置づけの課題	<p>・ピアサポーターを活用し、外出した際の事故など責任の所在は気になる。</p> <p>・お金をつけていくため、ピアの実践活動が広がって行政に必要性を認めてもらう必要がある。</p>
	連携等の難しさ	<p>・ピアサポーターとの連携体制の確保には時間を要す（医療機関）。</p> <p>・ピアサポーターの難しさ。メリットもデメリットも。ピア自身がダウンしてしまうリスク等。段取りや調整の重要性。</p>
本人	退院意欲の低下	<p>病院に入院している長期入院者の中には退院可能な人はたくさんいるが、本人や家族が望んでいない、病院も積極的に退院を勧めていない、能力的にも退院できる人はいる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期に入院している方がいるが HP がホームに。昔あった退院意欲をうながすことのむずかしさを感じている。HP での生活が安心になってしまうのでは。HP として外出の機会を増やしたり工夫しているが HP スタッフ以外の関わりが必要ではと思った。</li> <li>・退院したいというよりは「静かにすごしたい」など HP ではない別の暮らし方があれば強みになる。</li> <li>・長期入院の方は、退院が可能であっても入院生活に慣れてしまい、地域での生活に不安を抱き、退院を希望しない場合が多い。グループホームの調整までついても、土壇場になって断る例もある。</li> <li>・本人に退院意思がない場合はどうしたらいいか。</li> </ul>
家族の意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期入院の退院に関しては、家族の意向も強い。HP 内で役割分担をして対応したケースがあった。(PSW は家族、NS は本人・など) 結果的に家族も喜んでくれ退院の必要性を実感した。</li> </ul>
本人の意向とのミスマッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例は本人の意向とサービス(事業所の雰囲気等)とがマッチしたが、病院であれ GH であれ自分がなぜここにいるのか理解できない方もいっぱいいる。</li> <li>・グループホームにマイナスイメージもっている入院患者の方も少なくない。(PSW)</li> </ul>
制度の理解の難しさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者には制度の言葉や内容が理解しづらい、その部分から地域移行やサービス利用を難しくしているのではないか。</li> </ul>
高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟も高齢化。</li> </ul>
生活能力の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院生活の習慣(守られてる環境)から地域生活での環境になれることに難しさがある。</li> <li>長期入院の方は、生活能力の基本的な部分も難しい場合が多い。地域移行につながるまでにその能力を訓練するための時間も必要。</li> </ul>

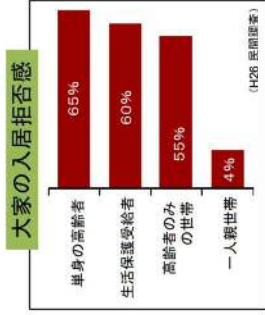
# 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

平成29年4月26日公布  
公布後6ヶ月以内施行

## 背景・必要性

- 住宅確保要配慮者<sup>\*</sup>の状況
  - 高齢単身者が今後10年で100万人増加（うち民間賃貸入居者22万人）
  - 若年層の収入はピーク時から1割減（30歳代給与：<H9>474万円⇒<H27>416万円【▲12%】）
  - 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」（16%）
  - 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%（H26：一人親世帯296万⇔夫婦子世帯688万円）
  - 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否
- 住宅ストックの状況
  - 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
  - 民間の空き家・空き室は増加傾向

<sup>\*</sup> 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など  
住宅の確保に特に配慮を要する者



## 空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

## 法案の概要

○ 国の基本方針〔既存〕に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

### 登録制度の創設

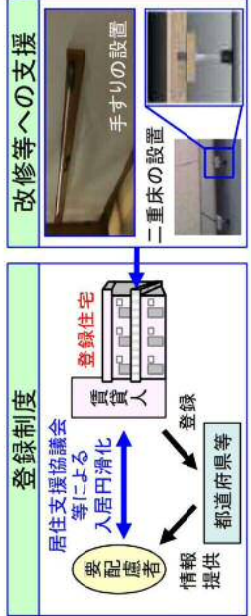
- 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録
  - 構造・設備、床面積等の登録基準への適合（耐震性能、一定の居住面積等）
    - 〔<sup>\*</sup> 地域の实情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和〕
    - 〔<sup>\*</sup> 共同居住型住宅の面積等の基準も策定〕
- 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督
- 登録住宅の改修・入居への支援
  - 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構（JHF）の融資対象に追加

H29 予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について  
①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の实情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数  
0戸 ⇒ 17.5万戸  
（年間5万戸相当）  
（2020年度末）



改修への支援



### 住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

- 居住支援法人による入居相談・援助
  - 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人（NPO等）を都道府県が指定
  - 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助
- 家賃債務保証の円滑化
  - 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
  - 居住支援法人による家賃債務保証の実施
- 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付<sup>\*</sup>を推進
  - <sup>\*</sup> 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29 予算

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741 市区町村)に占める割合  
39% (① 669+② 17=686 市区町村) (2016年)  
⇒80% (①+②) ≧ 1,393市区町村) (2020年度末)

### 居住支援協議会による支援の強化

居住支援協議会



札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律施行条例（平成24年条例第43号・抄）

第8章の2 自立支援協議会

（自立支援協議会）

第417条の2 法第89条の3第1項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会  
（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 3 委員は、法第89条の3第1項に規定する関係機関等のうちから市長が委  
嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委  
員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。
- 6 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、第  
2項の委員のほかに、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、  
市長が定める。

札幌市自立支援協議会規則（平成26年規則第71号）

（趣旨）

第1条 この規則は、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）第417条の2第8項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第3条 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員全員の一致により決定する。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(部会)

第6条 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

3 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会の部会に相当する合議体の部会の委員又は部会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の部会の委員又は部会長として指名され、又は定められたものとみなす。

## 札幌市自立支援協議会設置要綱

〈平成 18 年 8 月 10 日 保健福祉局理事決裁〉

〈最近改正 平成 25 年 3 月 28 日〉

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 89 条の 3 の規定に基づき、同条の協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

### (組織)

第 2 条 協議会は、全体会と各部会により組織する。

2 全体会の委員(以下、委員という)は、25 人以内で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者(委託相談支援事業者及び指定相談支援事業者)
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい当事者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 第 2 項の規定により委嘱を受けた委員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該委員の委嘱を取り消すことができる。なお、第 5 条の臨時委員においても同様とする。

- (1) 委員が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 委員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (3) 委員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4)委員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長・副会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(全体会)

第6条 全体会は、会長が招集し、その議長となる。

2 全体会は意思決定の場であり、委員の総意により決定するが、これにより難しい場合は、出席委員の過半数により決定するものとする。

3 全体会に会長、副会長、各部部长により構成する運営会議を設置し、協議会全体の運営に関する議論を行う。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を置くこと。

(1) 地域部会

(2) 専門部会

2 各部会の役割は以下のとおりとする。

(1) 地域部会

障がい者やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係者が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行い、地域課題の発掘・解決を行う。

(2) 専門部会

就労支援、相談支援、子ども等、分野別に関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言等を行う。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。



- 4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会は、その設置を必要と提案する者が、部会設置の目的、活動内容等を説明し、前条の規定に従い決定され、設置されるものとする。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会にプロジェクトチームを置くことができる。プロジェクトチームの構成、運営に関しては、全体会にて定める。  
(機能)

第8条 協議会は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 中立・公平性を確保する観点から、札幌市が委託する相談支援事業者の運営評価等を実施する。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関して、協議、調整を行う（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催する）。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行う。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善を行う。
- (5) 障害者虐待防止に関する体制整備等に対して、虐待防止のネットワークと連携する。
- (6) その他、協議会の趣旨に合致する事柄について協議を行う。

(公開・広報)

第9条 全体会は原則公開とする。ただし、困難事例への対応のあり方に関する協議等、協議内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

- 2 全体会を非公開とする場合は、事前に全体会または運営会議において協議し、委員の了承を得ることを必要とする。
- 3 協議会の広報は札幌市ホームページを中心に、必要に応じて行う。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉局障がい福祉課と相談支援事業所等で構成する事務局において行う。

(運営事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 札幌市自立支援協議会委員名簿

◎は会長、○は副会長

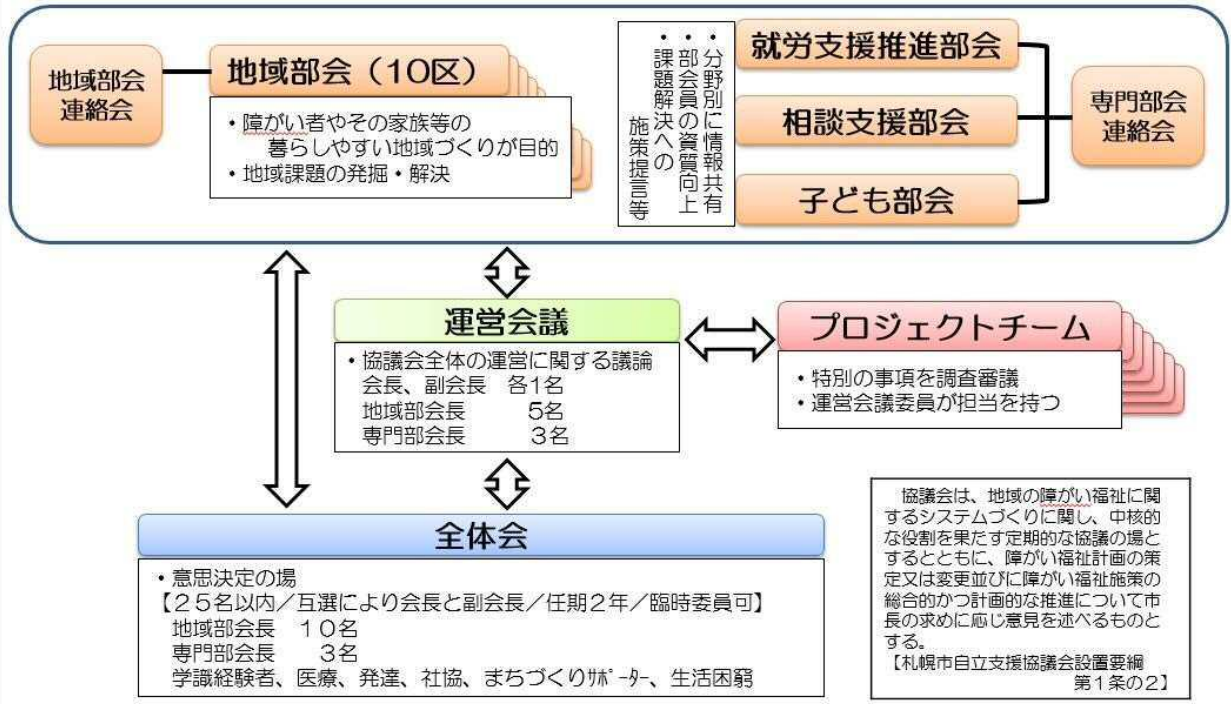
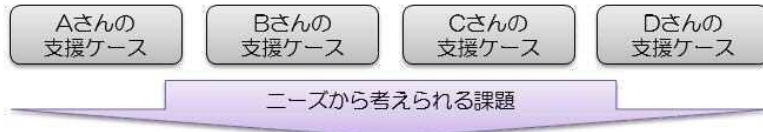
平成30年5月14日現在 19名(敬称略・五十音順)

氏名	職業(役職)	部会
東谷 洋平	旭山病院 医療相談室 課長	
大下 和章	(社福) 札幌市社会福祉協議会 地域福祉部 自立支援課長	
加藤 法子	(社福) 楡の会 総合施設長	厚別区地域部会
北川 聡子	(社福) 麦の子会 総合施設長	子ども部会
栗虫 宏明	(有) 拓真ワークス 取締役事業部長	清田区地域部会
黒田 澄雄	(特非) ゆいまーる 理事長	西区地域部会
○ 小谷 晴子	(特非) 札幌アシストセンターマザー 理事長	東区地域部会
佐藤 真貴子	札幌市生活就労支援センターステップ 主任相談支援員	
重泉 敏聖	(特非) きはなれ 就業・生活応援プラザとねっと センター長	就労支援推進部会
杉田 誠	(社福) 溪仁会 相談室こころ ていね 管理者	相談支援部会
妻倉 ゆかり	(特非) 障がい者就労支援の会 あかり家 管理者	中央区地域部会
中村 直人	(社福) 札幌あさひ会 第2よろこびの家 管理者	豊平区地域部会
◎ 永井 順子	北星学園大学 社会福祉学部 教授	
橋本 泰宏	(社福) 愛敬園 北愛館 副施設長	手稲区地域部会
牧野 准子	障がい者によるまちづくりサポーター 代表 (障がい当事者講師の会 すぷりんぐ 代表)	
渡邊 貢	(特非) 自立生活センターさっぽろ 事務局	白石区地域部会
和田 文明	合同会社Forest サポートセンターれら 所長	北区地域部会
山田 訓義	(社福) 北海道ハピニス 相談支援事業所グリーンハイム 管 理者兼相談支援専門員	南区地域部会
山本 彩	札幌市自閉症・発達障害支援センター 地域支援マネジャー	

#### オブザーバー

氏名	職業(役職)
戸田 健一	(特非) たねっと 障がい者相談支援センター夢民 地域づくりコーディネーター (北海道広域相談支援体制整備事業(札幌圏域))

# 札幌市自立支援協議会組織図 (平成30年1月24日)



へいせい ねんど さっぽろしじりつしえんきょうぎかい ねんかんかつどうほうこくしょ  
平成29年度札幌市自立支援協議会年間活動報告書

へんしゅう はっこう さっぽろしじりつしえんきょうぎかい  
編集・発行 札幌市自立支援協議会

<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/tiikijiritusien/tiikijiritusien.html>

